

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則
規 則
一 (医療整備課)

○特定非営利活動法人の設立の認証申請
告 示
一 (共同社会参画推進課)

○保安林の指定の予定(三件)
一 (森林整備課)

○建設業許可の取消し
二 (事業管理課)

○道路の区域変更
三 (道路課)

○道路の供用開始
三 ()

○港湾施設の概要
四 (港湾課)

規 則

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

○宮城県規則第七十四号

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則(昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十条中、「次の各号のいずれかに該当する者で」を「准看護師の免許を有し、学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は同法第二百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に關し高等学校を卒業した者に準する学力があると認められる者であつて」に改め、同条各号を削る。

第十一条第四号中、「准看護師の免許を得た後三年以上准看護師の業務に従事したことを証する施設

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

の長の発行する就業証明書又は「卒業見込証明書」の下に、「又は高等学校を卒業した者に準する学力があることを証する書類」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 美里町体育協会

一 代表者の氏名 福内 清一

二 主たる事務所の所在地 遠田郡美里町北浦字下新田九十七番地一 美里町農業者トレーニングセンター内

三 定款に記載された目的 この法人は、社会体育の普及事業を通して住民のスポーツ活動の向上と健康増進を図るとともに、スポーツに関する諸団体並びに住民相互の連携和を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年十一月四日

○宮城県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字川口北山四八の四、四八の五、四八の八、四八の九、四八の二二、四八の二三、四八の三〇、字川口三平屋敷二六、花山字草木沢坂下八の二、字草木沢角間四から六まで、字草木沢南程野一五の一、一五の三、一六、一九の一、二〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○宮城県告示第千八十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
 岩沼市志賀字土平五一、五二、九七
 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○宮城県告示第千八十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
 東松島市浅井字閑田六八、七二、七六、七七、字高田八〇の一、八四、八五
 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○宮城県告示第千八十六号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
 平成二十二年十一月十九日
 二 商号又は名称等

遠藤 信義	石巻市大街道南二丁目九、十三	般・特・十七 第三千五百十五号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十二年 十月二十二日
株式会社太田組 太田 陽平	登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目三、十二	般・特・十九 第一千九百九十七号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十二年 十月二十九日
有限会社ナルセ 建設 策実 伊藤 策実	加美郡加美町字下野目蓬田西十八、一	般・十九 第九百三十七号	一部廃業 造園工事業	平成二十二年 十月二十一日
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日

株式会社佐藤芝生 佐藤 伸児	栗原市高清水新町五	般・十八 第三千五百七 十七号	一部廃業 とび・土工事業	平成二十二年 十月二十日
梅原建設工業株 式会社 梅原 光啓	仙台市宮城野区燕沢東 二丁目六・八	特・十八 第四千三百五 十五号	全部建設業 とび・土工事業	平成二十二年 十月十九日
北都八ウス工業 株式会社 村井 芳信	仙台市太白区ひより台 二十五・八	特・二十二 第五千八百六 十三号	一部建設業 とび・土工事業 特定建設業 土木事業 ほ装工事 しゅんせつ工事 水道施設工事	平成二十二年 十月十九日
大新工業株式会 社 新井 偉夫	石巻市鹿妻南五丁目三 ・十八	般・十七 第六千九百二 十一号	全部建設業 土木事業 ほ装工事 しゅんせつ工事 水道施設工事	平成二十二年 十月二十二日
株式会社武山工 務店 武山 正一	石巻市新橋一・六十	般・十七 第七千三十八 号	一部建設業 とび・土工事業	平成二十二年 十月二十一日
有限会社紺野塗 装店 紺野 友幸	大崎市古川塚目字金皿 三十八	般・十九 第七千百三十 一号	全部建設業 塗装工事	平成二十二年 十月二十五日
有限会社山田電 業白石工事所 山田 宜	白石市福岡蔵本字樋ノ 口五・六	般・十八 第一万百九十 号	全部建設業 電気工事	平成二十二年 十月十五日
株式会社遠藤工 業 誠	多賀城市笠神一丁目十 ・十一	特・十七 第三万七千七 百三十六号	一部建設業 特定建設業 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 水道施設工事	平成二十二年 十月十八日
株式会社マルカ 産業 義枝	石巻市沢田字志の畑二 十・一	般・二十一 第九万五千七 百九十二号	一部建設業 とび・土工事業	平成二十二年 十月二十八日
有限会社高橋ア メニテイ住設 高橋 道大	登米市迫町新田字前沼 三十・十二	般・十七 第一万六千百 五十一号	全部建設業 土木事業 とび・土工事業 ほ装工事 水道施設工事	平成二十二年 十月十九日
有限会社栄江工 業 陸	石巻市蛇田字新丸井戸 二十九・一	般・十九 第一万九千十 六号	全部建設業 土木事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事 タイル・れんが	平成二十二年 十月二十一日

ブロック工事 鋼構造物工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 内装仕上工事 水道施設工事

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第千八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後 （メートル）	敷地の延長 （メートル）	備 考
石巻市真野字六の坪一四番三地先から 同市真野字十の坪四番地先まで	前 A	四・二丁	八三・二	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
	後 A	五・二丁	八三・二	
	後 B	五・五丁	九一・一	

○宮城県告示第千八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路 種類	石巻雄勝線	供用開始の 区間	石巻市真野字七の坪無番地先から 同市真野字九の坪無番地先まで	供用開始年月日	平成二十二年 十一月三十日
----------	-------	-------------	-----------------------------------	---------	------------------

○宮城県告示第千八百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	施設名	位 置	構 造	数 量・能 力	備 考
係留施設	中野南岸壁	仙台市宮城野区 港二丁目地内	鋼矢板控組 杭・直立消波 併用式	延長一〇〇メー トル	新規
臨港交通 施設	ふ頭七号線	仙台市宮城野区 港二丁目地内	アスファルト 舗装	延長八六一メー トル 幅一五メートル	新規